

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成28年6月1日 15時00分ごろ
発生場所	京都府 ^{みやづ} 宮津市黒埼東方沖 宮津黒埼灯台から真方位103°720m付近 (概位 北緯35°35.8′ 東経135°15.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ファースト ウィンド} First Windは、漂流中、定置網に進入し、定置網の垣網等を破損した。
事故調査の経過	平成28年6月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート First Wind、5トン未満（長さ7.29m） 240-40506京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 垣網及びロープに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人6人を乗せ、クルージングの目的で黒埼付近へ向けて約30分～40分間南東進した後、船長が休憩の目的で漂流中、風潮流により東方に流され、黒埼東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入した。 船長は、本件定置網に進入する直前に連なったオレンジ色の丸いボンデンを認め、機関をかけようとしたが、間に合わなかった。 船長は、予定を決めていないクルージングだったので航行海域の事前調査をしておらず、また、本事故発生場所付近の航行が初めてであり、本件定置網が設置されていることを知らなかった。
分析	本船は、船長が、出港前に定置網の設置状況を確認せず、また、漂流中、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、風潮流に圧流されて本件定置網に接近していることに気付かず、本件定置網に進入したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、出港前に定置網の設置状況を確認せず、また、漂流中、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、風潮流に圧流されて本件定置網に接近していることに気付かず、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 出港前に定置網の設置状況を確認すること。・ 常に適切な見張りを行い、定置網に接近しないよう注意して航行すること。 |
|--|---|